

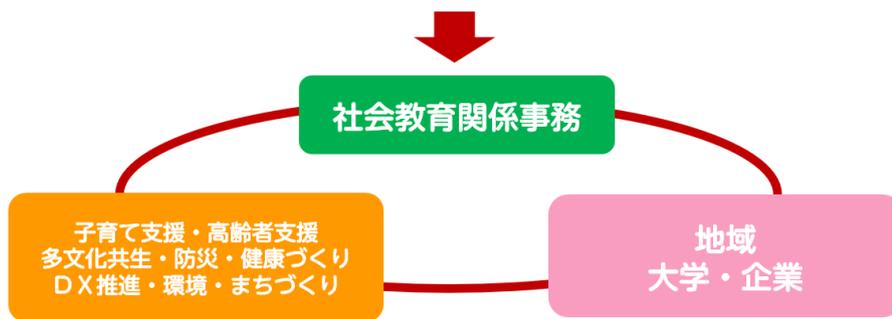
社会教育関係事務の市長部局への移管について（報告）

はじめに

人生100年時代を迎え、ライフスタイルも多様化し、市民ニーズも複雑化する中、生涯にわたって誰もが活力を持って生活するためには、社会の変化に柔軟に対応していくことが求められています。そのためには、社会教育分野においても、子育て支援、健康づくり、高齢者支援、多文化共生、防災など、市内だけでなく、大学や企業等を含めた多様な主体との連携した取組を、迅速・効率的に進めていく必要があることから、社会教育関係事務を教育委員会から市長部局に移管するものです。

人生100年時代 生涯にわたって活力を持って生活するためには…

ライフスタイルの多様化・市民ニーズの複雑化



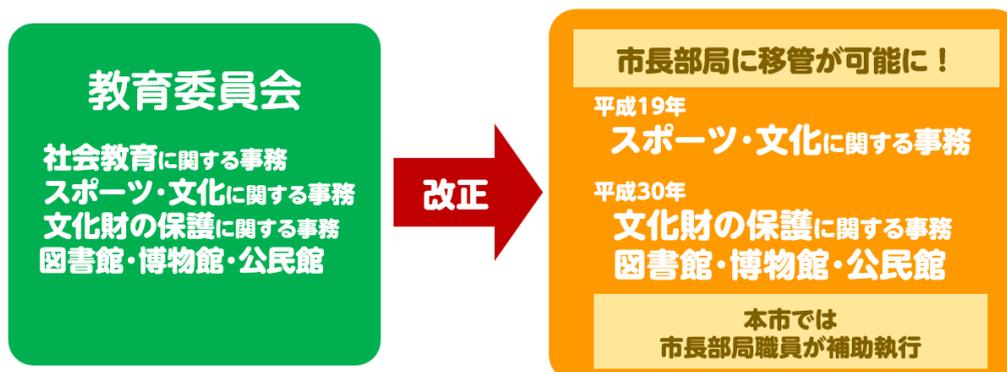
1 社会教育に関する法改正と本市の現状

社会教育関係事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）により、教育委員会の所管とされていますが、法改正がなされ、平成19年以降、段階的にスポーツ、文化、文化財の保護に関する事務や、図書館・博物館・公民館などの「公立社会教育機関」について、地方公共団体がより効率的と判断する場合には、条例の定めにより市長の所管とすることが可能となりました。

現状、本市においては、平成25年度の組織改正により、市長部局の職員が教育委員会の社会教育関係事務を補助執行しています。

社会教育関係事務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)



2 移管する事務・施設について

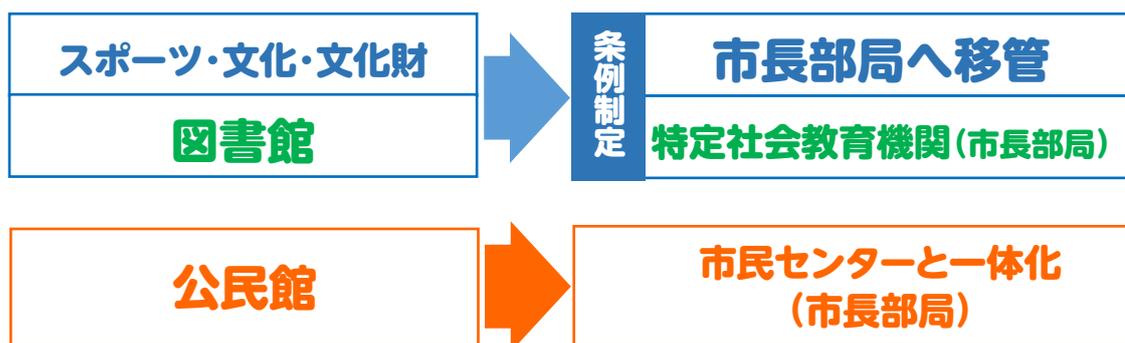
(1) スポーツ・文化・文化財・図書館【条例制定により市長部局へ移管】

地教行法第23条第1項に基づき条例を制定することで、スポーツ・文化・文化財に関する事務を市長の所管とするとともに、図書館については、社会教育施設という位置づけを維持しつつ、市長が所管する特定社会教育機関とするものです。

なお、これらの移管を進めた場合におきましても、地教行法の規定に基づく社会教育に関する計画の策定や、社会教育委員会議、社会教育関係職員の研修等に関する事務は、教育委員会の補助執行として生涯学習部が担ってまいります。

(2) 公民館【市民センターと一体化】

教育委員会所管の公民館と市長所管の市民センターの2つの使用目的で、同じ施設を管理・運営していることにより、一体的な事務執行や施設の有効活用が図られない課題を解消するため、今回の移管のタイミングに合わせ、公民館を市民センターと一体化して市長部局の所管とします。これまで公民館で実施していた生涯学習に関する事業は引き続き実施し、さらなる地域課題の解決につながる取組を進めてまいります。



3 移管による効果

(1) 効率的・迅速な事務執行

様々な部門や主体と連携した取組をより効率的に進めることに加え、意思決定もこれまで以上に迅速に行うことが可能となります。

(2) 施設管理・利用の課題解消

秩父宮記念体育館、市民ギャラリー等の社会教育施設と、秋葉台公園や市民会館等の市長部局の施設の所管が混在することで、運営の基準に差が生じることや、条例・規則改正等にあたって、教育委員会との協議が必要なものと不要なものが混在するという課題を解消することができます。

(3) 柔軟な施設利用

多様化する市民ニーズに対応するために、現在は団体での利用が原則となっている社会教育施設についても、従来のサークル、地域団体等の活動に支障が生じないよう配慮しつつ、個人や企業等による利用を認めて貸室利用の柔軟性を高めることにより、様々な目的で施設の有効活用を図ることが可能となり、関係人口の増加につながるものと考えています。

4 これまでの検討経過

昨年2月10日の総合教育会議以降、教育委員会から諮問を受けた社会教育委員会において、各関係審議会の意見も踏まえながら議論が進められ、本年5月16日に答申されました。7月18日には教育委員会定例会において移管の必要性及び合理性が認められております。

日程	会議名等	内容
令和5年2月10日	総合教育会議	現状と課題を共有 移管に向けた協議を開始
令和5年3月17日	教育委員会定例会	社会教育委員会議への諮問を決定
令和6年5月16日	社会教育委員会議	教育委員会に【答申】
令和6年7月18日	教育委員会定例会	移管の必要性を確認

5 移管にあたっての教育委員会からの意見について

教育委員会として必要性及び合理性を認めたいうえで、付された意見とそれらに対する市の考え方は次のとおりです。

(1) 公民館について

ア 市民センターの条例等に社会教育法の理念に基づく運営に関することを明記し、事業の計画、実施にあたっては、教育委員会の意見を反映する機会を設けること。

<考え方>

市民センター条例に社会教育法の理念に基づく運営について明記するとともに、事業の実施にあたっては、社会教育委員会議の意見を反映させるよう努めてまいります。

イ 市民センターの執行体制にあっては、地域を活性化するための人や団体をつなぐコーディネート機能をさらに充実させるため、社会教育士等を適切に配置するよう努めること。

<考え方>

養成講座受講を支援し、各市民センターに社会教育士を配置してまいります。

ウ 市民センターの利用について、個人や企業等に対象を拡大する際は、これまでの地域活動・教育活動に配慮して、適切に運用すること。

<考え方>

これまで登録・利用してきたサークル、地域団体、市民活動団体等については、予約方法、使用料ともに従来の条件を継続し、市民センターの優先利用を担保してまいります。

(2) スポーツ・文化に関する事務について

ア 施設管理や運営にあたっては、社会教育の理念が実施事業等に反映されるよう、担当部署が適切に管理すること。

<考え方>

スポーツ・文化施設の管理や運営にあたっては、指定管理者等により運営される場合でも、仕様書等に社会教育の理念を明記するとともに、継続的な管理を進めてまいります。

(3) 文化財の保護に関する事務について

ア 文化財の保護に関しては、適宜、教育委員会の意見を聴き、関係法令に適切に対応すること。

<考え方>

文化財の保護については、移管後も、文化財保護法等に基づいて事務を執行するとともに、重要な事項については、適宜教育委員会の意見を聴く機会を設けてまいります。

イ 文化財の保護に関する事務においては、活用することに重きをおくだけでなく、適切な保存に努めること。

<考え方>

文化財保存活用地域計画を策定し、適切な保存・活用に努めてまいります。

(4) 図書館について

運営にあたっては、関係法令に則り適切に対応するとともに、教育委員会の関与を担保すること。また、本や資料の購入等に関しては、これまで同様、利用者に多様な選択肢を与えられるように努めること。

<考え方>

図書館の管理運営は、図書館法に基づいて実施していくとともに、図書館に関する計画等の策定や重要な施策の実施にあたっては、教育委員会に報告し意見を聴いてまいります。また、本や資料の購入等に関しては藤沢市図書館資料収集方針に基づき、適切に行ってまいります。

6 今後のスケジュール

今後につきましては、12月議会において条例制定議案を上程し、令和7年4月1日に施行することを予定しております。

日 程	内 容
令和6年12月	市議会12月定例会で 「藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」 制定議案上程
令和7年4月	条例施行

以 上

(事務担当 生涯学習部生涯学習総務課)